当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎　電話092―471―6331）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒂　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Suzuki Director-General of Kyusyu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for establishment of The Kotunagisecond bridge (P7-A2) route3 in Kumamoto Prefecture

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 23 October 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 21 December 2015 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 21 December 2015 Or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 21 December 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092(471)6331 EX. 2532

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　平成27年９月18日から平成27年12月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）

②　申請書及び資料等の提出期限　平成27年９月24日から平成27年10月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで。

③　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成27年11月19日から平成27年12月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）

④　入札書の締切日時　平成27年12月21日12時00分

⑤　開札の日時　平成27年12月25日10時00分

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大分212号三光第１号トンネル新設工事

⑶　工事場所　大分県中津市三光田口地先

⑷　工事内容
構造形式：ＮＡＴＭ
延長：Ｌ＝607m
幅員：ｗ＝12m～16m

⑸　工期　契約締結の翌日から平成30年２月28日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：約1,300㎥、鋼材：約1,100ｔ

⑺から⑱については第１号に同じ。

⑲　本工事は、発注者の工事に対する品質確保の取り組みを強化するため、「施工プロセスを通じた検査」を実施する試行対象工事であり、中間前金払いに代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑳　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

㉑　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。

㉒から㉔については第１号㉑から㉓に同じ。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」平成27年９月18日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から大分212号三光第１号トンネル新設工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、ア）～ウ）は同一工事とする。

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空断面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

イ）施工延長が500m以上であること。

ウ）土被りが（坑口部を除く）20m以内であること。※坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」でいう土被りが２Ｄ（Ｄは掘削幅）の範囲とする。

但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。